

岩手県企業局管理規程第3号

企業局企業職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和元年12月27日

岩手県企業局長 藤澤 敦子

企業局企業職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する規程

企業局企業職員の勤務時間に関する規程（昭和43年岩手県企業局管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員の勤務時間の割振り及び週休日の指定）</p> <p>第2条の2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）の勤務時間の割振りは当該承認を受けた育児短時間勤務の内容（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員にあつては、同条の規定によりすることとなった短時間勤務の内容。以下「育児短時間勤務等の内容」という。）に従い1日につき7時間45分の範囲内で、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の勤務時間の割振りは1日につき7時間45分の範囲内で所属長が定めるものとする。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>第2条の3 育児短時間勤務職員等については必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従い日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において所属長の指定する日を週休日とするものとし、再任用短時間勤務職員については日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において所属長の指定する日を週休日とすることができる。</p> <p>（休日）</p> <p>第2条の8 常勤の職員（第2条第4項の規定の適用を受ける職員を除く。）及び再任用短時間勤務職員は、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）には、特に勤務を命ぜられる者を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。年末年始で企業局長が定める日（祝日法による休日を除く。以下「年末年始の休日」という。）についても、同様とする。</p> <p>（休日の代休日）</p> <p>第2条の9 常勤の職員又は再任用短時間勤務職員に祝日法に</p>	<p>（育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員の勤務時間の割振り及び週休日の指定）</p> <p>第2条の2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）の勤務時間の割振りは当該承認を受けた育児短時間勤務の内容（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員にあつては、同条の規定によりすることとなった短時間勤務の内容。以下「育児短時間勤務等の内容」という。）に従い1日につき7時間45分の範囲内で、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「短時間勤務職員」という。）の勤務時間の割振りは1日につき7時間45分の範囲内で所属長が定めるものとする。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>第2条の3 育児短時間勤務職員等については必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従い日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において所属長の指定する日を週休日とするものとし、短時間勤務職員については日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において所属長の指定する日を週休日とすることができる。</p> <p>（休日）</p> <p>第2条の8 常勤の職員（第2条第4項の規定の適用を受ける職員を除く。）及び短時間勤務職員は、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）には、特に勤務を命ぜられる者を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。年末年始で企業局長が定める日（祝日法による休日を除く。以下「年末年始の休日」という。）についても、同様とする。</p> <p>（休日の代休日）</p> <p>第2条の9 常勤の職員又は短時間勤務職員に祝日法による休</p>

<p>よる休日又は年末年始の休日（以下この項において「休日」と総称する。）である第2条第1項、第4項、第6項（第2条の7第4項において読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第10項又は第2条の7第1項の規定に基づき勤務時間が割り振られた日（以下この項において「勤務日等」という。）に割り振られた勤務時間の全部（次項において「休日の全勤務時間」という。）について特に勤務することを命じた場合には、別に定めるところにより、当該休日前に、当該休日に代わる日（次項において「代休日」という。）として、当該休日後の勤務日等（休日を除く。）を指定することができる。</p> <p>2 前項の規定に基づき代休日を指定された常勤の職員又は<u>再任用短時間勤務職員</u>は、勤務を命ぜられた休日の全勤務時間を勤務した場合において、当該代休日には、特に勤務することを命ぜられるときを除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。</p> <p>（<u>非常勤の職員</u>の勤務時間）</p> <p>第4条 <u>非常勤の職員（再任用短時間勤務職員を除く。）の勤務時間は、1週間について、常勤の職員の1週間の勤務時間の4分の3を超えない範囲内で、別に定めるところによる。</u></p>	<p>日又は年末年始の休日（以下この項において「休日」と総称する。）である第2条第1項、第4項、第6項（第2条の7第4項において読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第10項又は第2条の7第1項の規定に基づき勤務時間が割り振られた日（以下この項において「勤務日等」という。）に割り振られた勤務時間の全部（次項において「休日の全勤務時間」という。）について特に勤務することを命じた場合には、別に定めるところにより、当該休日前に、当該休日に代わる日（次項において「代休日」という。）として、当該休日後の勤務日等（休日を除く。）を指定することができる。</p> <p>2 前項の規定に基づき代休日を指定された常勤の職員又は<u>短時間勤務職員</u>は、勤務を命ぜられた休日の全勤務時間を勤務した場合において、当該代休日には、特に勤務することを命ぜられるときを除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。</p> <p>（<u>会計年度任用職員</u>の勤務時間）</p> <p>第4条 <u>地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の勤務時間は、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年岩手県条例第57号）の適用を受ける者の例による。</u></p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。